

独立行政法人国立美術館職員研修規則

平成18年3月31日
国立美術館規則第31号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員就業規則(平成18年国立美術館規則第16号)第36条の規定に基づき命じる研修に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(業務を通じての研修)

第2条 職員の上司は、職員に対し、日常の業務を通じて必要な研修を行うものとする。

2 職員は、上司の指揮命令に従い、前項に基づく研修を受けるものとする。

(業務を離れての研修)

第3条 職員の業務に必要なときは、日常の業務を離れて専ら研修を受けることを命ずることがある。

2 職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒否することができない。

(業務を離れての研修を受ける職員の責務)

第4条 前条に規定する業務を離れての研修を受ける職員は、当該研修の実施に当たる機関等が定める研修の効果的実施のために必要と認められる規律その他の定めに従わなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。